

「企業等と連携した木育推進方策」の概要

I 方策の位置付け

【策定の趣旨】

企業等が主体となった木育活動が一層進むよう、地域の関係者が一体となって取り組むための具体的な方策や目標を策定。

※取組期間：令和5年7月（策定見込み）～令和13年度（現行の「北海道森林づくり基本計画」終了年）

【策定の背景】

「北海道森林づくり基本計画」(2022～2031)並びに「北海道森林吸収源対策推進計画」(2022～2030)を踏まえ、木育マイスターや企業などによる木育活動の推進に重点的に取り組むため、新たに推進方策を策定。

II 現状と課題

【企業等による木育活動の実施状況】

- ・「ほっかいどう企業の森林づくり」(以下「企業の森林づくり」という。)に参画する企業等が増加しており、令和4年度末までに65件の協定が締結され、1,000haを超える森林整備を実施。
- ・企業等が木育マイスターと連携し、CSR活動の一環として主体的に木育イベントを開催(R4：78件)。
- ・積丹町や釧路市など、企業等と市町村が連携し、木育活動を通じて林業・木材産業の振興を図るとともに、都市と山村地域との交流を促進。



【当面の課題】

- ・木育活動への更なる参画を促すため、道内外の企業等に対して、木育活動による企業イメージの向上や集客効果などのメリットをPRするとともに、「企業の森林づくり」などの木育活動が地域に与える効果について、市町村等の理解の促進を図ることが必要。
- ・「企業の森林づくり」活動をサポートできる人材の育成・確保や、木育マイスターが円滑に活動を実施できる体制整備を進めるとともに、企業等と地域の双方のニーズを踏まえた活動の提案が必要。

III 方策

1 基本的な考え方

木育活動に関する情報を各種媒体により積極的に発信するとともに、「企業の森林づくり」活動を支援する人材の育成・確保、木育マイスターのネットワーク化等を進め、企業等による活動の促進を図る。

■目標指標

区分	現状(R4)	目標(R13)
「企業の森林づくり」協定締結数(延べ数)	65件	130件
「森林づくりコーディネーター」の登録者数	9名	80名

2 具体的な展開方向

(1) 情報の発信・共有

- ・マニュアルや普及啓発冊子、SNS等による情報発信やノベルティ配布等による企業等への積極的な働きかけ

(2) 森林づくり活動への参加促進

- ・活動を支援する森林づくりコーディネーターの登録と育成
- ・企業等や市町村のニーズを踏まえた活動の提案
- ・活動フィールドの確保

(3) 木育イベントへの参加促進

- ・木育プログラムの提案や実施のサポート
- ・木育マイスターの育成・スキルアップ・ネットワーク化の促進、森林環境譲与税等を活用した木育イベントへの支援等

(4) 多様な木育活動の企画・提案

- ・森林由来クレジットの購入やグリーンワーケーションの実施、「企業版ふるさと納税」による活動の支援、「HOKKAIDO WOOD」の需要拡大の取組などの提案

IV 推進体制

- ・地域の関係者が適切な役割分担のもとで各種取組を推進。
- ・企業や市町村等で構成する「ほっかいどう企業の森林づくり推進協議会」を定期的開催し、企業等のニーズの把握や参画企業拡大策の検討、本方策に基づく取組状況の把握や成果の検証、今後の課題・対応方向を協議。
- ・ホームページ上に企業等の相談を受け付ける問合せフォームを作成し、関連情報を掲載するなど、ワンストップの相談体制を整備。

企業等と連携した木育推進方策

令和5年（2023年）7月
北海道

目次

はじめに	1
I 方策の位置付け	2
1 策定の趣旨	2
2 森林づくり基本計画等との関係	2
II 現状と課題	2
1 企業等による木育活動の実施状況	
(1) 森林づくり活動	2
(2) 木育イベント	3
(3) その他の取組	4
2 当面の課題	
(1) 木育活動への理解促進	5
(2) 活動を支援する体制づくり	5
III 方策	7
1 基本的な考え方	7
2 具体的な展開方向	7
(1) 情報の発信・共有	
ア 啓発資材等の活用	7
イ SNS等の活用	8
(2) 森林づくり活動への参加促進	
ア 森林づくりコーディネーターの育成	8
イ 森林づくり活動の提案	8
ウ 活動フィールドの確保	9
(3) 木育イベントへの参加促進	
ア 木育イベントの提案	9
イ 木育マイスターの育成・確保	9
ウ 木育マイスターへの支援	11
(4) 多様な木育活動の提案	11
IV 推進体制	12

はじめに

平成 16 年（2004 年）に北海道で生まれた「木育(もくいく)」は、『木とふれあい、木に学び、木と生きる』ことを通じて、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組であり、道では、木育を通じて森林づくりの大切さや木材利用の意義に対する道民理解の促進に努めている。

また、木育の取組を円滑に進めるため、平成 22 年度(2010 年度)に木育を普及する専門家を育成する「木育マイスター制度」を創設し、これまでに延べ 323 名（令和 4 年度末）の木育マイスターを認定しており、道内各地で各々の専門分野や特技を活かしながら、植樹や育樹をはじめ、森林散策や森林教室、道産木材を利用した木工クラフトの製作や薪割り体験など、幅広い活動が展開されている。

一方、近年、「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」に対する関心が社会全体で高まっており、SDGs の達成に向けた取組を推進するため、公的機関はもとより、地域住民や企業など全ての人々の参画が期待されている。また、道では、2050 年までに温室効果ガスの発生を実質的にゼロにする「ゼロカーボン北海道」の実現に向けて全庁を挙げて取り組んでおり、道内では環境保全活動に賛同する民間企業や団体（行政機関や教育機関を除く。以下「企業等」という。）による様々な活動が行われている。

こうした中、植樹や育樹などの森林づくり活動は、SDGs の達成や地球温暖化を防止する手段の一つである森林吸収源対策に資することから、社会貢献（CSR）活動や企業価値の向上といった経営戦略の一環として森林づくり活動に参画する企業等が増えている。

道では、こうした企業等の動きを加速させるため、優良事例の積極的な情報発信をはじめ、企業等と地域のニーズを踏まえた支援体制の整備や、活動を円滑に進めるための人材の育成・確保などの具体的な方策や目標について、「企業等と連携した木育推進方策」として取りまとめた。

今後は、本方策に基づき、企業等をはじめ、木育マイスターや道、市町村、森林所有者等の地域の関係者が適切な役割分担のもと、一体となって各種取組を進め、企業等が主体となった木育活動の一層の促進を図り、本道発祥の木育が道民運動として地域に定着するよう努めるものとする。

I 方策の位置付け

1 策定の趣旨

本方策は、木育マイスターによる多様な木育活動が全道で展開されつつある中、企業等が主体となった木育活動を一層促進するため、当面の間（現行の「北海道森林づくり基本計画」の最終年度である令和13年度（2031年度）まで）、木育マイスターや道、市町村、森林所有者等を含めた地域の関係者が一体となって取り組むための具体的な方策や目標を策定するものである。

2 森林づくり基本計画等との関係

本方策は、道が令和4年3月に策定した「北海道森林づくり基本計画」（令和4年度（2022年度）～13年度（2031年度）並びに「北海道森林吸収源対策推進計画」（令和4年度（2022年度）～12年度（2030年度））を踏まえたものとし、当該計画の改定や林業・木材産業及び木育を取り巻く情勢の変化等に合わせ、必要に応じて見直しを行う。

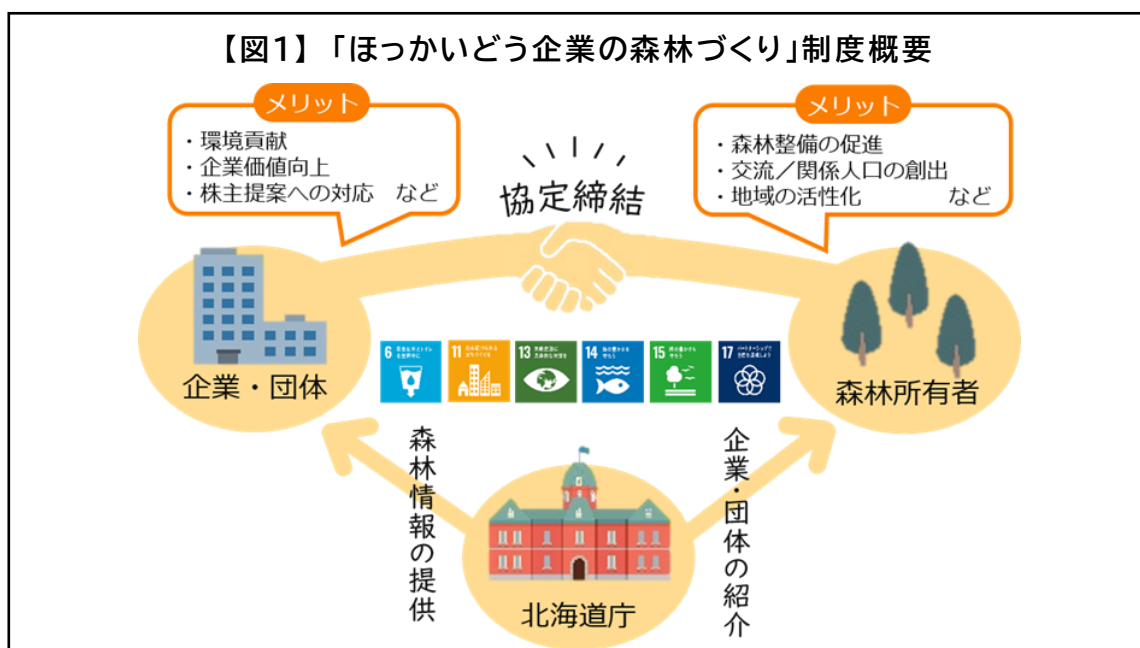
II 現状と課題

1 企業等による木育活動の実施状況

企業等による木育活動は、森林の整備・保全を主体とした森林づくり活動と、森林散策や木工教室といった木育イベントの実施に大きく区分されることから、これらについて現状と課題を示す。

（1）森林づくり活動

道では、平成19年から、企業等がCSR活動として地域の森林所有者と協定を締結して植樹や育樹活動等の森林整備を行う「ほっかいどう企業の森林づくり」（以下「企業の森林づくり」という。）を推進している（図1）。



近年は、SDGs やゼロカーボン北海道への関心の高まりから、この取組に参画する企業等が増えており、令和4年度末までに当該協定が65件締結され、市町村有林や道が管理する「道民の森」を主なフィールドとして、1千haを超える森林の整備が行われている（表1、2）。

【表1】 「企業の森林づくり」の協定締結数の推移

（単位：件）

区分／年度	H19～H29	（直近5カ年）					計
		H30	R1	R2	R3	R4	
延べ締結数	47	2	1	3	4	8	65

【表2】 「企業の森林づくり」の地域別実施状況

（R4年度末現在）

地域	森林整備箇所数（箇所）	森林整備面積（ha）
道央	40	921
道南	11	14
道北	12	20
道東	18	56
計	81	1,011

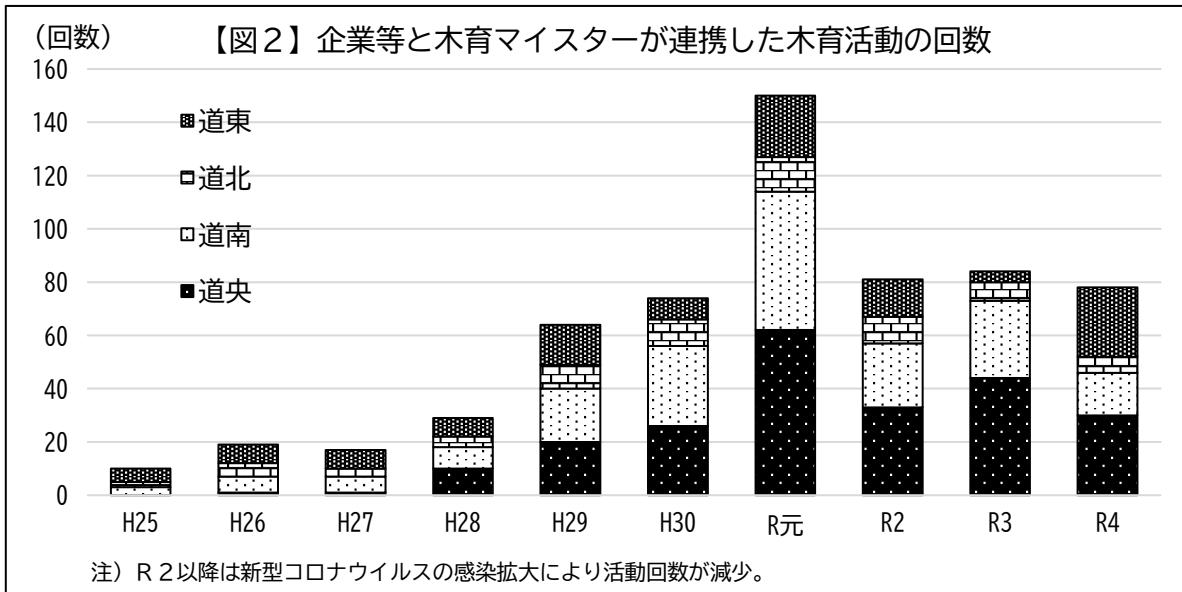
注）「森林整備箇所数」は、一協定で複数の箇所の森林整備を行う場合があるため、表1の協定数より多い。

「企業の森林づくり」は、企業等が自費で森林整備を行うことから、活動フィールドを提供する森林所有者にとってメリットがあるほか、交流人口や関係人口の増加による地域の活性化など様々な効果が期待される。

しかし、環境保全に関心のある企業等の多くは、現場作業の具体的なイメージを持っておらず、森林整備と併せて地域住民との交流や森林空間を活用したアクティビティの実施を希望することが多いことや、活動を受け入れる側の森林所有者の理解が進んでおらず、実施場所や時期、取組内容等の調整に時間が掛かり、企業等と森林所有者のマッチングに至らない場合が多い実態にある。

（2）木育イベント

道内では、環境保全に関心のある企業等が木育マイスターと連携し、CSR活動の一環として主体的に木育イベントを開催している（図2）。



こうしたイベントの開催は、近年、企業等のCSR活動としての枠を越え、自社製品の販売など営業活動を兼ねて行われるケースが増えている。

例えば、店舗や展示場のスペースを利用し、自社イメージや製品コンセプトに関連付けた各種教室の開催やアクティビティの実施により、製品PRや顧客の店舗滞在時間を伸ばすほか、地域の会社経営者やコミュニティなど様々な関係者とのつながりを築き新たなビジネスにつなげるなど、企業のニーズや活動内容が多様化しており、イベントに参加する木育マイスターの役割も変化してきている。

こうした活動は、企業等にとって木育マイスターとの連携により新たな事業展開のチャンスを得ることができる一方、木育マイスターにとっても活動の場を確保しスキルアップを図る機会となるなど、企業等と木育マイスターの双方にメリットをもたらし、地域の木育活動の促進につながることを期待される。

(3) その他の取組

道内では、企業等と道・市町村が連携し、森林づくり活動などの木育を通じて、地域の林業・木材産業の振興はもとより、都市と山村地域との交流を促す取組が積極的に行われている地域が見られる。

例えば、積丹町では、平成22年に全国で森林保全活動を進めている日本たばこ産業株式会社と同町が協定を締結し、森林の利活用を通じて小学校の児童が地元の自然を学べるカルタ製作や、間伐材を活用した木箱入りの蒸留酒「積丹GIN」の発売など、地域の企業や住民が参画しながら、幅広い取組が展開されている。

また、釧路市では、平成22年に林業・木材産業関係者や工務店、設計士、市役所等による「釧路森林資源活用円卓会議」が設置され、「くしろ木づなプロジェクト」として、耐久性に優れた針葉樹フローリングや図書館用ベンチ・テーブルなど木材の高付加価値化に向けた商品開発や、木工教室等の木育活動を実施するなど地域関係者が連携した取組が進められている。

さらに、留萌地域や上川地域では、平成29年と平成30年に管内の林業関係団

体や木材産業関係企業等が地域の（総合）振興局と協定を締結し、木育の普及啓発や木育マイスターへの助成金等の支援に加え、林業現場や木材加工工場の見学受入や木育イベントへの資材提供など、各々の団体や企業が有する経営資源を最大限活用しながら、木育活動に積極的に取り組んでいる。

2 当面の課題

(1) 木育活動への理解促進

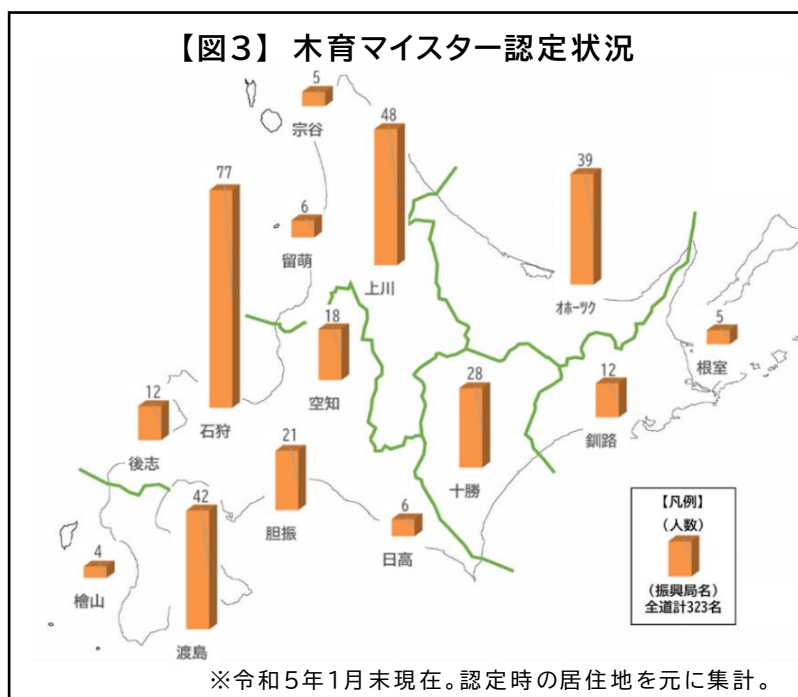
企業等に対して木育活動への参画を更に促すためには、道内はもとより首都圏を含めた多くの企業等に先駆的で優良な取組事例の紹介を通じて木育活動による企業イメージの向上や集客効果などのメリットをPRしていく必要がある。

また、こうした活動を受け入れる市町村等の森林所有者に対して、「企業の森林づくり」制度をはじめ、木育活動の意義や、企業等と地域が連携した木育活動が森林所有者や地域に与えるメリットや効果について理解を促す必要がある。

(2) 活動を支援する体制づくり

全道各地に企業等による木育活動を広げていくためには、企業等の多様なニーズを的確に把握しながら、地域の森林や林業の実情等に精通し企業等と森林所有者等とのつなぎ役となる人材を育成・確保するなど、双方のマッチングを促していく必要がある。

また、道では、木育活動の企画・立案や普及、関係者との調整を行う人材の育成・確保を図るため、木育マイスターを認定しているが、企業等の多様なニーズや今後増加が見込まれる木育イベントに対応するためには、企画力や行動力を有する優れた人材を育成・確保するとともに、認定者数に地域の偏りが見られる（図3）ことから、木育マイスター同士が連携し、木育マイスターが少ない地域でも様々な活動を円滑に実施できる体制を整備する必要がある。



さらに、企業等は、木育活動がCSR活動に止まらずに営業活動にもつながることを期待する一方、市町村等の地域関係者は、経済の活性化や地方創生につながる取組を期待していることから、学校教育機関や観光関連企業等の他分野の関係者とも連携しながら、交流・関係人口の拡大や森林空間を利用したアクティビティ、道産木材の需要創出など、企業等と地域の双方のニーズを踏まえた活動を提案していく必要がある。

このほか、木育活動の実施に当たっては、企業等や活動を受け入れる地域にとって負担となる場合があることから、各（総合）振興局が両者間の調整や助言等のサポートを積極的に行っていく必要がある。

Ⅲ 方策

1 基本的な考え方

企業等と連携した木育活動の推進に向けて、企業等をはじめ、森林所有者等の地域の関係者の理解を促すため、木育活動に関する情報を各種媒体により積極的に発信する。

また、道が「企業の森林づくり」の推進を目的として令和4年に設置した「ほっかいどう企業の森林づくり推進協議会」（以下「推進協議会」という。）における議論を踏まえ、地域において「企業の森林づくり」を支援する人材を育成・確保するほか、木育イベントに携わる木育マイスターの育成とネットワーク化を進め、企業等が活動に取り組みやすい体制を整備する。

さらに、環境保全などに関心のある企業等に対して、森林づくり活動への参画や木育イベントの開催などを働きかけるとともに、地域の市町村や木育マイスター等と連携しながら、企業等のニーズを踏まえた活動を提案するなど、企業等による活動の促進を図る。

本方策に基づく各種取組の実施に当たっては、「企業の森林づくり」に関して関係者が一体となって進められるよう、次のとおり目標指標を定める（表3）。

【表3】 「ほっかいどう企業の森林づくり」協定締結数の目標指標（単位：件）

区分	現状 (令和4年度(2022年度))	目標 (令和13年度(2031年度))
協定締結数 (延べ数)	65件	130件
指標設定の 考え方	年間7件程度（14振興局の半数）の協定を締結する。	

なお、木育イベントの実施については、現行の「北海道森林づくり基本計画」に目標指標を定めていることから、参考として付記する。

【参考】「北海道森林づくり基本計画」の関連指標（重点取組指標）

区分	令和2年度(2020年度)	令和13年度(2031年度)
企業等と木育マイスター が連携した木育活動の数	81回	150回

2 具体的な展開方向

(1) 情報の発信・共有

ア 啓発資材等の活用

推進協議会と各（総合）振興局との連携の下、企業等に対して「『ほっかいどう企業の森林づくり』担当者用実施マニュアル」や、「企業の森林づくり」に関するガイドブック等を活用して、木育活動による様々なメリットについて説明するとともに、

木育を営業活動に取り入れている事例などを紹介した普及啓発冊子やノベルティの配布などにより、企業等と連携した木育活動の情報発信に努める。

また、各（総合）振興局が設置したゼロカーボン北海道地方推進本部をはじめ、企業等が参加する各種会議の場を利用して、様々な分野の企業等や地域の市町村等に対して木育活動への参画を働きかけるほか、道と包括連携協定を締結した企業への個別訪問を行う。

さらに、本州に本社を置く企業等は、自然豊かな北海道における森林づくり活動への関心が高い傾向にあることから、首都圏で開催される環境関連イベントへの出展を行い、「企業の森林づくり」の制度説明のほか、特色のある風土や優れた自然環境など本道ならではの魅力を伝え、活動の実施を働きかける。

イ SNS等の活用

道内外の企業等へ広く情報発信するため、道ホームページをはじめ、SNS（Instagram、Twitter、Facebook）、メルマガ、メーリングリストを活用するとともに、活動への訴求効果を高められるよう道のYouTube公式アカウントを通じて、植樹や木工体験の様子など、木育活動の実施状況の動画配信などに取り組む。

また、道ホームページでは、「企業の森林づくり」の制度概要や実施手順、詳細なQ&Aなどを掲載し、検索連動型広告の手法を活用した情報発信を行うとともに、SNS等による情報発信を積極的に行い、効果的な掲載内容となるようフォロワー数の推移や広告のクリック数などの定期的な分析・検証に努める。

(2) 森林づくり活動への参加促進

ア 森林づくりコーディネーターの育成

全道各地で「企業の森林づくり」を支援する体制を整備するため、地域林業に精通し、活動フィールドの候補地の情報収集をはじめ、企業等に対して活動プログラムの提案や実施規模・期間等に関する助言、現地視察への同行や協定締結後の活動のサポートを行うことができる人材を「森林づくりコーディネーター」として登録し、登録者を対象に企業等に対する活動内容の提案や助言方法を習得する研修を行うなど、コーディネーターの育成・確保を図る（表4）。

【表4】 「森林づくりコーディネーター」の登録数の目標指標

区分	現状 (令和4年度(2022年度))	目標 (令和13年度(2031年度))
登録者数	9名	80名
指標設定の考え方	「企業の森林づくり」の協定締結数の目標や道内の市町村数及び森林組合数等を勘案し、必要となるコーディネーター数を登録する。	

イ 森林づくり活動の提案

各（総合）振興局等は、企業等と森林所有者とのマッチングを促進するため、企業等の希望する活動場所や規模、取組内容を把握し、企業等に対して活動フィールドを提案する。また、森林づくりコーディネーターの助言を踏まえ、活動計画の作

成や森林所有者との協定締結、実際の植樹や育樹活動などを支援する（図4）。

さらに、交流・関係人口の増加や観光振興など地域の市町村が企業等に期待する取組などについて、企業等に提案する。

ウ 活動フィールドの確保

「企業の森林づくり」の活動フィールドを確保するため、各（総合）振興局が中心となり、森林づくりコーディネーターなど地域の関係者と連携し、森林所有者にフィールドを提供するよう働きかけるとともに、フィールドの現地調査を行う。

また、企業等に対して伐採跡地への植樹活動といった森林資源の循環利用につながる森林づくり活動についても提案するため、主伐を計画している森林についても活動フィールドの候補地として検討する。

（3）木育イベントへの参加促進

ア 木育イベントの提案

木育イベントの実施を希望する企業等に対して、地域住民も参加できる森林散策、木工体験といった多様な木育活動のプログラムを提案するほか、各々のプログラム内容に沿った適切な木育マイスターを紹介するとともに、森林空間を使用するイベントの実施に当たっては、各市町村に設置されている「げんきの森」のフィールドの活用を促す。

また、イベント開催に向けて、木育マイスターとイベントの管理・運営を担う企業等に対して、両者が円滑に準備を進められるよう資材や道具、経費等に関する調整、スタッフの確保などについてサポートを行う（図4）。

イ 木育マイスターの育成・確保

森林体験や木工教室など木育活動の企画立案や指導ができる木育マイスターを確保するため、林業・木材産業をはじめ、教育や社会福祉など、木育の普及に意欲のある幅広い分野の方々を対象に、木育に関する知識や技術を習得させ、知事が木育マイスターに認定する育成研修を継続的に実施する。

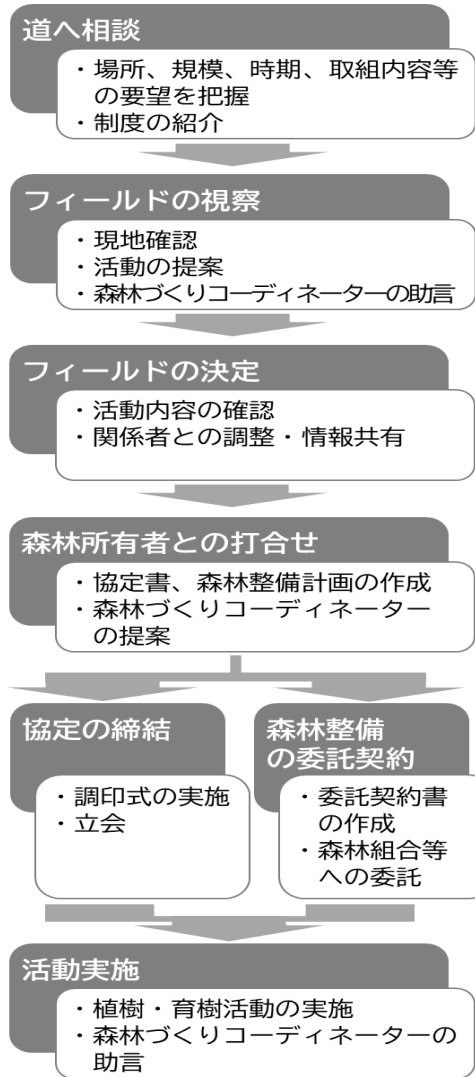
また、企業等の多様化するニーズに応えるためには、木育マイスターの役割が一層重要になることから、森林整備や道産木材を利用する意義について学ぶ講座をはじめ、活動プログラムの企画力や関係者とのコーディネート力の向上、運営ノウハウの修得を目的とした研修を行うなど、木育マイスターのスキルアップを図る。

さらに、木育マイスターの少ない地域においても木育活動を実施できるよう、木育マイスター同士の情報交換会を圏域ごとに開催するとともに、各地域の木育マイスター支部が主催する木育イベントや意見交換会のほか、札幌市内で開催する全道規模のイベントを通じて各地域の木育マイスターの交流を図るなど、全道的なネットワークを構築する。

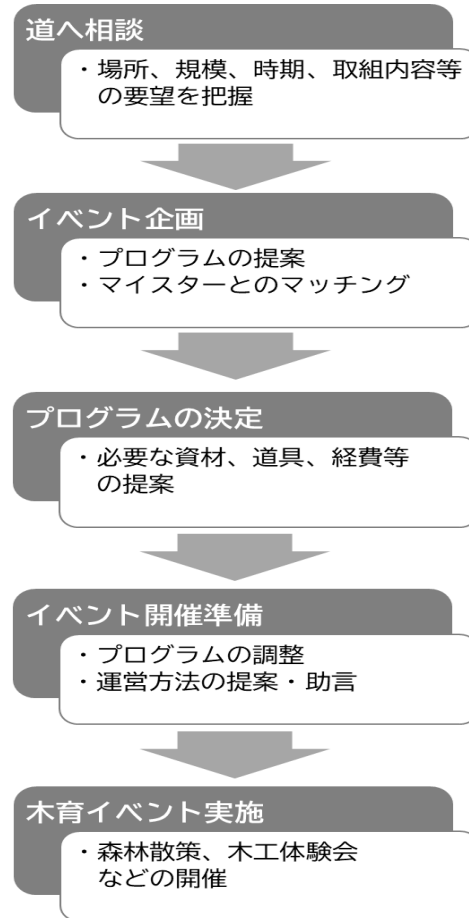
このほか、木育マイスターが継続的に木育活動に参画し意欲的に取り組めるよう現状・課題の把握や共有を行いながら、認定制度の実効性を高めるための検討を進める。

【図4】 企業等が行う森林づくり活動及び木育イベントの進め方

《「ほっかいどう企業の森林づくり」》



《木育イベント》



【参考】 森林づくりコーディネーターと木育マイスターの役割等

区 分	森林づくりコーディネーター	木育マイスター
役 割	◆「ほっかいどう企業の森林づくり」の提案・助言や、活動フィールドの掘り起こし など	◆木育イベントの企画立案や指導、アドバイス など
支援対象	◆森林づくり活動に関心のある企業等 ◆市町村等の森林所有者	◆木育イベントに関心のある企業等 ◆子どもから大人まですべての道民
支援内容	◆活動フィールドの情報収集、紹介 ◆活動プログラムの提案、コーディネート ◆森林施業のアドバイス ◆現地視察への同行や活動のサポートなど現地の支援 など	◆木育イベントの相談、提案、調整、コンサルティング(助言、指導) ◆アクティビティの提案や実施のサポート など
資 格	◆地域林業に精通し、「ほっかいどう企業の森林づくり」への助言ができる人材を北海道が登録	◆木育を普及させる専門家として、北海道知事が認定

ウ 木育マイスターへの支援

企業等では、木育イベントを実施する際、自ら木育マイスターを招聘しイベントに係る資材費や人件費等を負担する事例が増えており、こうした事例を他の企業等に周知するとともに、「企業版ふるさと納税」による寄付金や森林環境譲与税を活用してイベント開催に係る人件費や運営費に助成するなど、木育マイスターが活動しやすい環境づくりに努める。

(4) 多様な木育活動の提案

多様化する企業ニーズに応えるため、「企業の森林づくり」制度による植樹や間伐などの森林整備はもとより、温室効果ガスの排出量を相殺する森林由来のオフセット・クレジットの購入や、森林散策・木工作等を取り入れたワーケーションの実施、「企業版ふるさと納税」を活用した木育活動への支援、「HOKKAIDO WOOD」ブランドを活用した道産木材の需要拡大につながる取組など本道の優位性を生かした様々な活動を提案する。

IV 推進体制

企業等による木育活動を促進するため、本方策を踏まえ、地域の関係者が適切な役割分担のもとで各種取組を進める（表5）。

また、道は、推進協議会を定期的を開催し、企業等のニーズの的確な把握に努めるほか、活動フィールドの確保や企業等に対する提案、森林づくりコーディネーターの効果的な育成・確保の手法、参画企業の拡大を図る取組等について検討を進めるとともに、本方策による取組の進捗状況や成果を検証し、今後の課題や対応方向等について協議を行う。

さらに、森林づくり活動や木育イベントの実施に取り組もうとする企業等がメールや電話等で気軽に相談できるようホームページ上に問い合わせフォームを作成するほか、関連情報を一元的に入手できるよう活動フィールドの検索やオフセット・クレジット、「企業版ふるさと納税」、「HOKKAIDO WOOD」等の情報を掲載するなど、ワンストップの相談体制を整備する。

【表5】関係者の役割

◎：主体、○：連携

区 分		企業等	森林づくりコーディネーター	木育マイスター	市町村等（森林所有者）	北海道（本庁・振興局）
(1) 情報の発信・共有	ア 啓発資材等の活用	—	○	○	—	◎
	イ SNS等の活用	◎	○	◎	○	◎
(2) 「ほっかいどう企業の森林づくり」活動への参加促進	ア 森林づくりコーディネーターの育成	—	○	—	○	◎
	イ 森林づくり活動の提案	—	◎	—	○	○
	ウ 活動フィールドの確保	—	○	—	◎	◎
(3) 木育イベントへの参加促進	ア 木育イベントの提案	—	—	◎	○	○
	イ 木育マイスターの育成・確保	○	—	○	○	◎
	ウ 木育マイスターへの支援	◎	—	—	○	○
(4) 多様な木育活動の提案		—	○	○	○	◎